平成２５年（フ）第３３号
岡山県倉敷市真備町上二万3105番地71
債務者　長谷川明美
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
岡山県倉敷市船穂町船穂3543番地４
債務者　石井　信行
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
広島県庄原市東城町戸宇655番地
債務者　佐々木理恵
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第２０号
福島県いわき市小名浜岡小名字馬上16番地の８
債務者　新井　正則
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第３５０号
埼玉県上尾市大字小敷谷361番地36
債務者　小柏　京二
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３６３号
さいたま市南区辻４丁目10番13号　富士見ハイツ203
債務者　古林　知樹
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４０８号
さいたま市見沼区大字南中丸721番地85
債務者　田口　　稔
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４１９号
さいたま市大宮区三橋３丁目81番地４　グランシャリオ201
債務者　若松鈴於奈（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４２４号
さいたま市見沼区大和田町２―1344―20　リレントレオⅠ203号室、住民票上の住所さいたま市見沼区大和田町２丁目1553番地１803号
債務者　宿谷　雅弘
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４３２号
埼玉県川口市大字神戸672番地の１　道合神戸住宅Ｄ―602号
債務者　大橋　敏子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
埼玉県春日部市西金野井1806番地10
債務者　小川　了弘
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
埼玉県草加市栄町１丁目８番１―807号
債務者　三浦　朱美
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
埼玉県草加市栄町１丁目８番１―807号
債務者　三浦みち子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目２番地の14　マンションニューフォレスト302
債務者　嶋瀬　靖史
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２０６号
埼玉県富士見市関沢２丁目31番４号
債務者　山崎　勝則（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２１４号
埼玉県川越市熊野町２番地45　オリジンハイツ１号館102号室
債務者　伊藤　和史
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２２３号
埼玉県所沢市大字下富1272番地の90、前住所東京都東村山市青葉町４丁目１番地60
債務者　木村　元治
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部